

入間市公告式条例新旧対照表（附則第 3 項関係）

改正案	現 行
別表 <u>掲示場所</u> <u>入間市豊岡一丁目16番1号 入間市役所前掲示場</u> <u>入間市扇町屋一丁目9番34号 入間市扇町屋地区センター前掲示場</u> <u>入間市東町三丁目1番35号 入間市東町地区センター前掲示場</u> <u>入間市黒須二丁目3番13号 入間市黒須地区センター前掲示場</u> <u>入間市大字小谷田77番地3 入間市東金子地区センター前掲示場</u> <u>入間市大字寺竹535番地1 入間市金子地区センター前掲示場</u> <u>入間市宮寺2405番地1 入間市宮寺・二本木地区センター前掲示場</u> <u>入間市下藤沢五丁目17番地1 入間市藤沢地区センター前掲示場</u> <u>入間市東藤沢三丁目19番19号 入間市東藤沢地区センター前掲示場</u> <u>入間市大字野田496番地 入間市西武地区センター前掲示場</u>	別表 <u>掲示場所</u> <u>入間市豊岡一丁目16番1号 入間市役所前掲示場</u> <u>入間市大字小谷田77番地の3 東金子支所前掲示場</u> <u>入間市大字寺竹535番地1 金子支所前掲示場</u> <u>入間市宮寺2405番地1 宮寺支所前掲示場</u> <u>入間市下藤沢五丁目17番地1 藤沢支所前掲示場</u> <u>入間市大字野田496番地 西武支所前掲示場</u>

入間市職員等の旅費に関する条例新旧対照表（附則第 5 項関係）

改正案	現 行
別表 略 備考 1 略 2 <u>地区センター、保育所等施設から出張する者は、その在勤場所を基点とする。</u>	別表 略 備考 1 略 2 <u>支所_____、保育所等施設から出張する者は、その在勤場所を基点とする。</u>

入間市学習等供用施設設置条例新旧対照表（附則第6項関係）

改正案	現 行
<p>(使用等)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、供用施設の使用及び使用料は、<u>入間市地区センター条例</u>（令和4年条例第 号）を適用する。</p>	<p>(使用等)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、供用施設の使用及び使用料は、<u>入間市公民館使用及び使用料条例</u>（昭和41年条例第13号）を適用する。</p>

入間市公民館設置及び管理条例新旧対照表（附則第7項関係）

改正案	現 行																					
<p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条の目的を達成するために、同法<u>第21条第1項</u>に基づき、公民館を設置し、その名称、所在地及び区域を次のように定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入間市立扇町屋公民館</td> <td>入間市扇町屋一丁目9番34号</td> <td>豊岡一丁目、豊岡二丁目、豊岡三丁目、豊岡四丁目、豊岡五丁目、扇町屋一丁目、扇町屋二丁目、扇町屋三丁目、扇町屋四丁目、扇町屋五丁目、扇台一丁目、扇台二丁目、扇台三丁目、扇台四丁目、扇台五丁目、扇台六丁目、向陽台一丁目、<u>大字扇町屋、大字高倉、大字善蔵新田、久保稻荷一丁目、久保稻荷二丁目、久保稻荷三丁目、久保稻荷四丁目、久保稻荷五丁目</u></td> </tr> <tr> <td>入間市立黒須公民館</td> <td>入間市黒須二丁目3番13号</td> <td>河原町、宮前町、黒須一丁目、黒須二丁目、春日町一丁目、春日町二丁目</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	対象区域	入間市立扇町屋公民館	入間市扇町屋一丁目9番34号	豊岡一丁目、豊岡二丁目、豊岡三丁目、豊岡四丁目、豊岡五丁目、扇町屋一丁目、扇町屋二丁目、扇町屋三丁目、扇町屋四丁目、扇町屋五丁目、扇台一丁目、扇台二丁目、扇台三丁目、扇台四丁目、扇台五丁目、扇台六丁目、向陽台一丁目、 <u>大字扇町屋、大字高倉、大字善蔵新田、久保稻荷一丁目、久保稻荷二丁目、久保稻荷三丁目、久保稻荷四丁目、久保稻荷五丁目</u>	入間市立黒須公民館	入間市黒須二丁目3番13号	河原町、宮前町、黒須一丁目、黒須二丁目、春日町一丁目、春日町二丁目	<p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条の目的を達成するために、同法<u>第24条及び第30条第2項</u>に基づき、公民館を設置し、その名称、所在地及び区域を次のように定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入間市立中央公民館</td> <td>入間市豊岡三丁目10番10号</td> <td>入間市全域</td> </tr> <tr> <td>入間市立扇町屋公民館</td> <td>入間市扇町屋一丁目9番34号</td> <td>豊岡一丁目、豊岡二丁目、豊岡三丁目、豊岡四丁目、豊岡五丁目、扇町屋一丁目、扇町屋二丁目、扇町屋三丁目、扇町屋四丁目、扇町屋五丁目、扇台一丁目、扇台二丁目、扇台三丁目、扇台四丁目、扇台五丁目、扇台六丁目、向陽台一丁目</td> </tr> <tr> <td>入間市立黒須公民館</td> <td>入間市黒須二丁目3番13号</td> <td>河原町、宮前町、黒須一丁目、黒須二丁目、春日町一丁目、春日町二丁目</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	対象区域	入間市立中央公民館	入間市豊岡三丁目10番10号	入間市全域	入間市立扇町屋公民館	入間市扇町屋一丁目9番34号	豊岡一丁目、豊岡二丁目、豊岡三丁目、豊岡四丁目、豊岡五丁目、扇町屋一丁目、扇町屋二丁目、扇町屋三丁目、扇町屋四丁目、扇町屋五丁目、扇台一丁目、扇台二丁目、扇台三丁目、扇台四丁目、扇台五丁目、扇台六丁目、向陽台一丁目	入間市立黒須公民館	入間市黒須二丁目3番13号	河原町、宮前町、黒須一丁目、黒須二丁目、春日町一丁目、春日町二丁目
名称	所在地	対象区域																				
入間市立扇町屋公民館	入間市扇町屋一丁目9番34号	豊岡一丁目、豊岡二丁目、豊岡三丁目、豊岡四丁目、豊岡五丁目、扇町屋一丁目、扇町屋二丁目、扇町屋三丁目、扇町屋四丁目、扇町屋五丁目、扇台一丁目、扇台二丁目、扇台三丁目、扇台四丁目、扇台五丁目、扇台六丁目、向陽台一丁目、 <u>大字扇町屋、大字高倉、大字善蔵新田、久保稻荷一丁目、久保稻荷二丁目、久保稻荷三丁目、久保稻荷四丁目、久保稻荷五丁目</u>																				
入間市立黒須公民館	入間市黒須二丁目3番13号	河原町、宮前町、黒須一丁目、黒須二丁目、春日町一丁目、春日町二丁目																				
名称	所在地	対象区域																				
入間市立中央公民館	入間市豊岡三丁目10番10号	入間市全域																				
入間市立扇町屋公民館	入間市扇町屋一丁目9番34号	豊岡一丁目、豊岡二丁目、豊岡三丁目、豊岡四丁目、豊岡五丁目、扇町屋一丁目、扇町屋二丁目、扇町屋三丁目、扇町屋四丁目、扇町屋五丁目、扇台一丁目、扇台二丁目、扇台三丁目、扇台四丁目、扇台五丁目、扇台六丁目、向陽台一丁目																				
入間市立黒須公民館	入間市黒須二丁目3番13号	河原町、宮前町、黒須一丁目、黒須二丁目、春日町一丁目、春日町二丁目																				

		目、鍵山一丁目、鍵山二丁目、鍵山三丁目、高倉一丁目、高倉二丁目、高倉三丁目、高倉四丁目、高倉五丁目			目、鍵山一丁目、鍵山二丁目、鍵山三丁目
			入間市立高倉公民館	入間市高倉四丁目6番20号	高倉一丁目、高倉二丁目、高倉三丁目、高倉四丁目、高倉五丁目
入間市立東町公民館の項 略			入間市立東町公民館の項 略		
			入間市立久保稲荷公民館	入間市久保稲荷三丁目9番地3	大字扇町屋、大字高倉、大字善藏新田、久保稲荷一丁目、久保稲荷二丁目、久保稲荷三丁目、久保稲荷四丁目、久保稲荷五丁目
入間市立東金子公民館の項 略			入間市立東金子公民館の項 略		
入間市立金子公民館	入間市大字寺竹535番地1	大字木蓮寺、大字南峯、大字寺竹、金子中央、大字西三ツ木、三ツ木台、大字上谷ヶ貫、大字下谷ヶ貫、大字花ノ木、大字中神の一部、大字根岸、狭山台三丁目	入間市立金子公民館	入間市大字寺竹535番地1	大字木蓮寺、大字南峯、大字寺竹、金子中央、大字西三ツ木、三ツ木台、大字上谷ヶ貫、大字下谷ヶ貫、大字花ノ木、大字中神、大字根岸、狭山台三丁目
入間市立宮寺公民館	入間市宮寺2405番地1	宮寺、狭山台一丁目、狭山台二丁目、大字二本木、大字狭山台、大字駒形富士山、大字高根、大字中神の一部	入間市立宮寺公民館	入間市宮寺2405番地1	宮寺の一部、狭山台一丁目、狭山台四丁目の一部、大字二本木の一部
			入間市立二本木公民館	入間市大字二本木256番地1	大字狭山台、狭山台一丁目、狭山台二丁目、狭山台四丁目の一部、大字二本木の一部、大字駒形富士山、大字高根、大字中神の一部、宮寺の一部
入間市立藤沢公民館	入間市下藤沢五丁目17番地1	大字上藤沢、大字下藤沢、下藤沢一丁目、下藤沢二丁目、下藤沢三丁目の一部、下藤沢四丁目、下藤沢五丁目	入間市立藤沢公民館	入間市下藤沢五丁目17番地1	大字上藤沢の一部、大字下藤沢の一部、下藤沢一丁目、下藤沢二丁目、下藤沢三丁目の一部、下藤沢四丁目、下藤沢五丁目

	目、東町五丁目の一部、東町六丁目の一部、東町七丁目の一部、東藤沢一丁目、東藤沢二丁目、東藤沢三丁目の一部、東藤沢七丁目の一部、東藤沢八丁目の一部
--	--

入間市立東藤沢公民館の項 略

--	--

入間市立西武公民館の項 略

第2条 次の表の左欄に掲げる公民館に分館を設置し、その分館の名称及び位置は、それぞれ中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

公民館	分館の名称	位置
入間市立扇町屋公民館	入間市立扇町屋公民館久保稲荷分館	入間市久保稲荷三丁目9番地3
入間市立黒須公民館	入間市立黒須公民館高倉分館	入間市高倉四丁目6番20号
入間市立宮寺公民館	入間市立宮寺公民館二本木分館	入間市大字二本木256番地1
入間市立藤沢公民館	入間市立藤沢公民館藤の台分館	入間市大字上藤沢406番地31

	目、東町五丁目の一部、東町六丁目の一部、東町七丁目の一部、東藤沢一丁目、東藤沢二丁目、東藤沢三丁目の一部、東藤沢七丁目の一部、東藤沢八丁目の一部
--	--

入間市立東藤沢公民館の項 略

入間市立藤の台公民館	入間市大字上藤沢406番地31	大字上藤沢の一部、大字下藤沢の一部
------------	-----------------	-------------------

入間市立西武公民館の項 略

2 入間市立扇町屋公民館、黒須公民館、高倉公民館、東町公民館、久保稲荷公民館、東金子公民館、金子公民館、宮寺公民館、藤沢公民館、東藤沢公民館、藤の台公民館及び西武公民館については、学習等供用施設の機能を有するものとする。

第2条 公民館は、必要に応じて分館を置くことができる。

入間市立図書館設置及び管理条例新旧対照表（附則第9項関係）

改正案	現 行
<p>(ライブラリー視聴覚室の利用)</p> <p>第14条 <u>次の各号の一に該当する場合は、ライブラリー視聴覚室の利用を許可しない。</u></p> <p>(1) <u>社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の規定に違反すると認めるとき。</u></p> <p>(2) <u>公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(3) <u>管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p>2～5 略</p>	<p>(ライブラリー視聴覚室の利用)</p> <p>第14条 <u>ライブラリー視聴覚室の利用許可の制限については、入間市公民館使用及び使用料条例（昭和41年条例第13号）第3条の規定を準用する。</u></p> <p>2～5 略</p>

入間市立図書館西武分館会議室利用及び利用料金条例新旧対照表

(附則第10項関係)

改正案	現 行
<p>(利用許可の制限)</p> <p>第5条 <u>次の各号の一に該当する場合は、会議室の利用を許可しない。</u></p> <p>(1) <u>社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の規定に違反すると認めるとき。</u></p> <p>(2) <u>公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(3) <u>管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p>別表 略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 社会教育法_____第20条に規定する目的以外の目的で利用する場合の利用料金は、利用料金の額に2を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(利用許可の制限)</p> <p>第5条 <u>利用許可の制限については、入間市公民館使用及び使用料条例（昭和41年条例第13号）第3条の規定を準用する。</u></p> <p>別表 略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する目的以外の目的で利用場合の利用料金は、利用料金の額に2を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

入間市地区センター条例新旧対照表（附則第11項関係）

改正後	改正前																		
<p><u>第3条 削除</u></p>	<p><u>(分館)</u></p> <p><u>第3条 次の表の左欄に掲げる地区センターに分館を設置し、その分館の名称及び位置は、それぞれ中欄及び右欄に掲げるとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区センター</th> <th style="text-align: center;">分館の名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入間市扇町屋地区センター</td> <td>入間市扇町屋久保稲荷分館</td> <td>入間市久保稲荷三丁目9番地3</td> </tr> <tr> <td>入間市黒須地区センター</td> <td>入間市黒須地区センター高倉分館</td> <td>入間市高倉四丁目6番20号</td> </tr> <tr> <td>入間市宮寺・二本木地区センター</td> <td>入間市宮寺・二本木地区センター二本木分館</td> <td>入間市大字二本木256番地1</td> </tr> <tr> <td>入間市藤沢地区センター</td> <td>入間市藤沢地区センター藤の台分館</td> <td>入間市大字上藤沢406番地31</td> </tr> </tbody> </table>	地区センター	分館の名称	位置	入間市扇町屋地区センター	入間市扇町屋久保稲荷分館	入間市久保稲荷三丁目9番地3	入間市黒須地区センター	入間市黒須地区センター高倉分館	入間市高倉四丁目6番20号	入間市宮寺・二本木地区センター	入間市宮寺・二本木地区センター二本木分館	入間市大字二本木256番地1	入間市藤沢地区センター	入間市藤沢地区センター藤の台分館	入間市大字上藤沢406番地31			
地区センター	分館の名称	位置																	
入間市扇町屋地区センター	入間市扇町屋久保稲荷分館	入間市久保稲荷三丁目9番地3																	
入間市黒須地区センター	入間市黒須地区センター高倉分館	入間市高倉四丁目6番20号																	
入間市宮寺・二本木地区センター	入間市宮寺・二本木地区センター二本木分館	入間市大字二本木256番地1																	
入間市藤沢地区センター	入間市藤沢地区センター藤の台分館	入間市大字上藤沢406番地31																	
<p>(業務)</p> <p>第4条 略</p> <p>別表（第12条関係）</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">室名</th> <th style="text-align: center;">使用料（1時間当たりの額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">入間市扇町屋地区センターの項～入間市西武地区センターの項 略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	室名	使用料（1時間当たりの額）	入間市扇町屋地区センターの項～入間市西武地区センターの項 略			<p>(業務)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、分館は、同項第7号から第9号までに掲げる業務を行う。</u></p> <p>別表（第12条関係）</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">室名</th> <th style="text-align: center;">使用料（1時間当たりの額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">入間市扇町屋地区センターの項～入間市西武地区センターの項 略</td> </tr> <tr> <td>入間市扇町屋地区センター</td> <td>大会議室</td> <td style="text-align: right;">800</td> </tr> <tr> <td>地区センター</td> <td>会議室（洋A）</td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> </tbody> </table>	名称	室名	使用料（1時間当たりの額）	入間市扇町屋地区センターの項～入間市西武地区センターの項 略			入間市扇町屋地区センター	大会議室	800	地区センター	会議室（洋A）	200
名称	室名	使用料（1時間当たりの額）																	
入間市扇町屋地区センターの項～入間市西武地区センターの項 略																			
名称	室名	使用料（1時間当たりの額）																	
入間市扇町屋地区センターの項～入間市西武地区センターの項 略																			
入間市扇町屋地区センター	大会議室	800																	
地区センター	会議室（洋A）	200																	

久保稲荷分館	会議室（洋B）	400
	会議室（和A）	200
	会議室（和B）	200
	会議室（和C）	200
	工作室	400
	料理実習室	600
	附属設備	移動式観客席 舞台照明
入間市黒須地区センター高倉分館	大会議室	600
	会議室（和）	400
	会議室（洋A）	200
	会議室（洋B）	200
入間市宮寺・二本木地区センター二本木分館	料理実習室	600
	大会議室	800
	会議室（洋A）	200
	会議室（洋B）	200
	会議室（和A）	200
	会議室（和B）	200
	工作室	400
入間市藤沢地区センター藤の台分館	スタジオ	400
	料理実習室	600
	大会議室	600
	会議室（和）	400
	工作室	200
	会議室（洋A）	200
入間市藤沢地区センター藤の台分館	会議室（洋B）	200
	料理実習室	400

入間市学習等供用施設設置条例新旧対照表（附則第12項関係）

改正案			現 行		
(名称、所在地等) 第2条 供用施設の名称、所在地等は、次のとおりとする。			(名称、所在地等) 第2条 供用施設の名称、所在地等は、次のとおりとする。		
地区名	名称	所在地	地区名	名称	所在地
扇町屋地区の項・黒須地区の項 略			扇町屋地区の項・黒須地区の項 略		
			高倉地区	入間市高倉学習等供用施設	入間市高倉四丁目6番20号
東町地区の項 略			東町地区の項 略		
			久保稲荷地区	入間市久保稲荷学習等供用施設	入間市久保稲荷三丁目9番地3
東金子地区の項～宮寺地区の項			東金子地区の項～宮寺地区の項 略		
藤沢地区	入間市藤沢学習等供用施設	入間市下藤沢五丁目17番地1	藤沢地区	入間市藤沢学習等供用施設	入間市下藤沢五丁目17番地1
	入間市東藤沢学習等供用施設	入間市東藤沢三丁目19番19号		入間市東藤沢学習等供用施設	入間市東藤沢三丁目19番19号
				入間市藤沢の台学習等供用施設	入間市大字上藤沢406番地31
西武地区の項 略			西武地区の項 略		

入間市公民館設置及び管理条例新旧対照表（附則第13項関係）

改正後	改正前
第2条 削除	第2条 次の表の左欄に掲げる公民館に分館を設置し、その分館の名称及び位置は、それぞれ中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

<u>公民館</u>	<u>分館の名称</u>	<u>位置</u>
<u>入間市立扇町屋公民館</u>	<u>入間市立扇町屋公民館久保稲荷分館</u>	<u>入間市久保稲荷三丁目9番地3</u>
<u>入間市立黒須公民館</u>	<u>入間市立黒須公民館高倉分館</u>	<u>入間市高倉四丁目6番20号</u>
<u>入間市立宮寺公民館</u>	<u>入間市立宮寺公民館二本木分館</u>	<u>入間市大字二本木256番地1</u>
<u>入間市立藤沢公民館</u>	<u>入間市立藤沢公民館藤の台分館</u>	<u>入間市大字上藤沢406番地31</u>